

第3次

喜多方市男女共同 参画推進基本計画

ダイジェスト版



平成 29 年 3 月



喜多方市

男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。

🌱 喜多方市男女共同参画推進条例第 2 条から



なぜ「男女共同参画」が必要なのでしょう

依然として存在する「男性だから、女性だから」という固定的な考えにとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしくいきいきと生活できる社会をつくるためです。

また、少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化している中、男女共に性別に関らず持てる力を十分に発揮し、互いに支え合うことが求められているからです。

計画の基本的な考え方

◇計画策定の趣旨

本市では、男女が互いを認めつつ社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画できる社会の実現を目指して、「第2次喜多方市男女共同参画推進基本計画（計画期間：平成25年度～28年度）」に基づく施策を推進してきましたが、より一層の推進を図るため、喜多方市男女共同参画推進条例に基づき平成29年度からの計画を策定しました。

◇計画の理念

男女が性別による様々な慣習にとらわれずに自分らしい生き方を自分で選択することができ、一人ひとりが個性を尊重しあうことのできる心豊かな社会の実現を目指し、6つの理念に基づき、男女共同参画社会の推進を図ります。

- 1 個人の人権の尊重
- 2 多様な生き方の選択
- 3 方針決定過程への共同参画
- 4 家庭生活と他の社会生活の両立
- 5 生涯にわたる心身の健康
- 6 国際的理解と協調



◇計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間です。

施策の指針1 お互いを認めあう男女平等の意識づくり

ねらい

男女がお互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮できる社会を目指します。

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには人権尊重と男女平等についての意識の向上が重要であり、更なる教育や学習機会の充実を図る必要があります。

近年では固定的な役割分担意識に捉われない考え方が定着してきましたが、依然として残る性別による固定的な役割分担意識の見直しのための意識づくりが必要です。

DV防止と相談体制の充実や被害者の保護及び自立支援にも力を入れる必要があります。

基本施策

①人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実

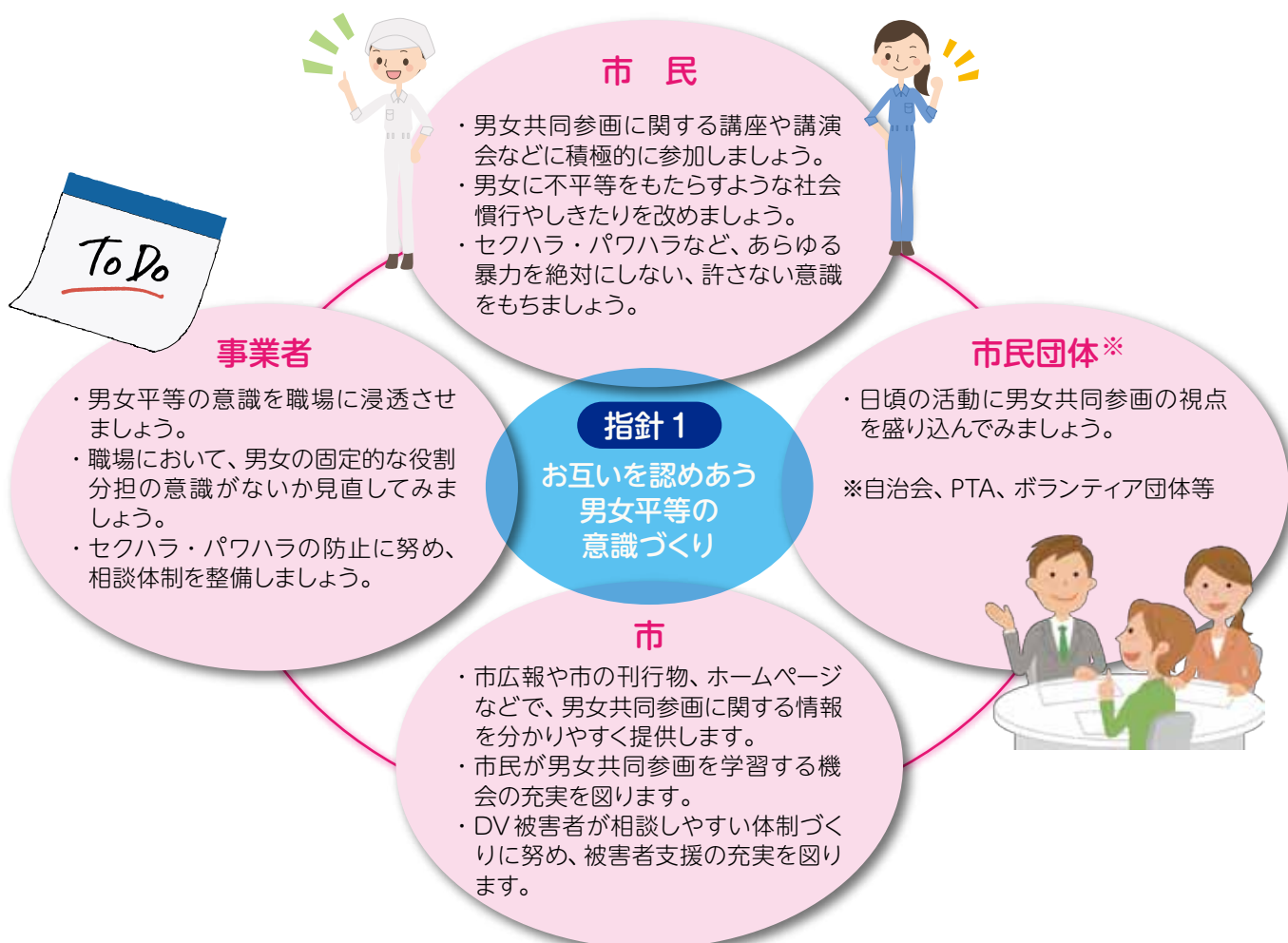
- ♣生涯学習等における学習機会の充実
- ♣学校等における教育・学習機会の充実

②固定的な役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動

- ♣人権尊重と固定的な役割分担意識の解消等に向けた広報・啓発活動

③DV(ドメスティック・バイオレンス)防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援

- ♣男女間の暴力の防止
- ♣被害者の保護や自立支援の促進



施策の指針2 あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくり

ねらい

男女が、社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する社会を目指します。

現状と課題

女性の社会進出は徐々に進んできてはいるものの、あらゆる分野において進展があるとはいえない状況です。市が率先して審議会等における女性委員の登用を促進する必要があります。

事業所での女性管理職は増加しているものの、役職が上がるにつれて女性登用の割合が減少しており、女性登用に対する意識改革を図る必要があります。また、地域活動における女性の参加は依然として少ないため、女性人材の育成が必要です。

国際理解と国際感覚を醸成するための取組みを継続していく必要があります。

基本施策

①行政の審議会等への共同参画の促進

- ♣市の審議会等における女性委員の参画促進

②事業所や地域活動における共同参画の促進

- ♣事業所や地域活動における意思決定過程への男女共同参画の促進

③職業意識・能力の向上の支援

- ♣職業意識・能力向上の取組の支援
- ♣女性の職業能力の向上

④国際的理解と協力の促進

- ♣国際的理解と協力の促進



市民

- ・女性も審議会委員の公募などに積極的に応募しましょう。
- ・男女とも地域活動やセミナーなどの能力開発に積極的に取り組みましょう。
- ・国際交流のイベント等に積極的に参加しましょう。



事業者

- ・能力に応じ、女性の管理職を積極的に登用しましょう。
- ・地域活動や能力開発をしやすい職場環境に努めましょう。
- ・国際交流のイベント等に協力しましょう。

指針2

あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくり

市民団体

- ・男女の意見をバランスよく反映させましょう。
- ・活躍できる女性の人材を育成しましょう。
- ・国際交流のイベント等に協力しましょう。



市

- ・審議会等の委員に女性を積極的に登用します。
- ・地域のイベントへの市民参加の呼びかけや能力開発のための学習機会の充実を図ります。
- ・市民の国際理解・協力の活動を支援します。

施策の指針3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る環境づくり

ねらい

男女が、仕事と生活(家庭、地域活動、自己啓発など)の調和が、自らの選択により実現可能な多様かつ柔軟な社会を目指します。

現状と課題

依然として女性の家事・育児分担が多いため、育児に積極的に参加する男性(イクメン)の啓発など、家庭内での役割分担に対する意識変革が必要です。

児童クラブの受入拡大や幼保一体化などに取組んでおり、引き続き安心して働くための環境整備と子育て世代の負担軽減に努める必要があります。

高齢化による介護サービスの利用者や介護需要が伸びている状況において、事業所の介護休業制度の導入は進んでいるものの、従業員の制度利用には至っていない状況であるため、介護サービスの充実を図るとともに、介護休業制度の利用を促進する必要があります。

労働環境においては労働時間の短縮や就業時間の柔軟性など働きやすい労働条件を求める意見が多いため、各種制度の利用及び導入を促進するとともに、取得しやすい環境づくりを働きかける必要があります。

基本施策

①男女が協力し合う家庭づくりの支援

- ♣家事・育児・介護における男女共同参画の促進

②子育て支援の促進(女性活躍推進法 市町村推進計画)

- ♣子育てを支援するサービスの充実
- ♣育児に関する支援体制の充実

③介護支援の促進(女性活躍推進法 市町村推進計画)

- ♣介護を支援する制度の充実
- ♣介護に関する相談体制の充実

④多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進(女性活躍推進法 市町村推進計画)

- ♣制度等の普及、定着の促進
- ♣労働環境の整備促進

市民

- ・子育てや介護に関する各種支援制度について、理解し、活用し、協力しましょう。
- ・男女が協力して家事・育児・介護を行いましょう。
- ・男性も、育児・介護休業制度を積極的に利用しましょう。

事業者

- ・男女とも安心して育児・介護休業制度を利用し、仕事と家庭生活が両立できるよう、職場環境づくりに努めましょう。
- ・仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備しましょう。

指針3

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を図る環境づくり

市民団体

- ・日頃の活動にワーク・ライフ・バランスの視点を盛り込んでみましょう。

市

- ・男女とも家庭責任を担う意識をもつよう意識啓発を図ります。
- ・子育て、介護の社会的支援の充実を図ります。
- ・市民、事業所に対し、両立を支援する制度の利用促進のため、広報周知を図ります。

施策の指針4 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり

ねらい

性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、生涯を通じてすべての人が健康で安心して暮らせる社会を目指します。

現状と課題

市民の価値観やライフスタイルが多様化する中、より良い地域づくりのために様々な地域活動等への男女共同参画を推進することが必要です。また、女性で地域活動に参加していない傾向が依然として高いため、地域住民が互いにに関わり、協力し合う関係の構築が必要です。

誰もが自らの意思であらゆる場面に参画できる社会の実現のために、高齢者や障がい者などに対する支援を継続して行く必要があります。

健康は一人ひとりが社会の構成員として役割を担い社会参画するための基盤となることから、男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深めるとともに、健康づくりを支援し、生涯にわたる心身の健康の維持と増進に取り組むことが重要です。

基本施策

①地域活動への支援と参画の促進

- ♣地域活動への支援
- ♣地域活動への参画促進

②すべての人が安心して暮らせる環境の整備

- ♣高齢者への支援
- ♣障がい者への支援
- ♣ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進
- ♣高齢者等の安全・安心の推進

③性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援

- ♣学校における性に関する教育の充実
- ♣健康な心とからだづくりの推進

④妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

- ♣母子保健事業の推進



第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画 体系

男女共同参画社会の実現に向けて

施策の指針

1 お互いを認めあう男女平等の意識づくり

2 あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくり

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくり

4 生涯にわたり安心して暮らせる社会づくり

基本施策

1 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習機会の充実

2 固定的な役割分担意識の解消及びより良い家族関係構築のための広報・啓発活動

3 DV（ドメスティック・バイオレンス）防止などの広報・啓発活動及び被害者の支援

1 行政の審議会等への共同参画の促進

2 事業所や地域活動における共同参画の促進

3 職業意識・能力の向上の支援

4 国際的理解と協力の促進

1 男女が協力し合う家庭づくりの支援

2 子育て支援の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）

3 介護支援の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）

4 多様な働き方を支援する制度等の普及・定着の促進（女性活躍推進法 市町村推進計画）

1 地域活動への支援と参画の促進

2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

3 性別による身体的特徴を踏まえた健康な心とからだづくりの支援

4 妊娠・出産等に関する健康相談等の支援

喜多方市企画政策部企画調整課企画調整係

〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244 番地 2 TEL 0241-24-5209 FAX 0241-25-7073

ホームページ <http://www.city.kitakata.fukushima.jp/>

E-mail kikaku@city.kitakata.fukushima.jp